

高千穂町告示第89号

令和4年第3回高千穂町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年7月19日

高千穂町長 甲斐 宗之

1 期 日 令和4年8月30日

2 場 所 高千穂町役場議場

○開会日に応招した議員

藤田 利廣議員

田中 義了議員

佐藤さつき議員

板倉 哲男議員

磯貝 助夫議員

本願 和茂議員

中島 早苗議員

馬原 英治議員

坂本 弘明議員

工藤 博志議員

富高健一郎議員

富高 友子議員

佐藤 定信議員

令和4年 第3回 高千穂町議会定例会会議録(第1日)

令和4年8月30日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和4年8月30日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 令和3年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和3年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第41号 令和3年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第42号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第43号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第44号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第45号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第46号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第47号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第48号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第49号 令和3年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第50号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第17 議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第52号 高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第53号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第20 議案第54号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第55号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第56号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第57号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第58号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第59号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第60号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第61号 高千穂町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第28 議案第62号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第29 議案第63号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第3号 令和3年度高千穂町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第4号 令和3年度公営企業等に係る資金不足比率の報告について
- 日程第7 議案第41号 令和3年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第42号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第43号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第44号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第45号 令和3年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第46号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第47号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第48号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第15 議案第49号 令和3年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第16 議案第50号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第17 議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第52号 高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の

一部改正について

- 日程第19 議案第53号 令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）
日程第20 議案第54号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21 議案第55号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議案第56号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第57号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
日程第24 議案第58号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第25 議案第59号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第60号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
日程第27 議案第61号 高千穂町教育委員会教育長の任命同意について
日程第28 議案第62号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第29 議案第63号 高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

出席議員（12名）

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
10 番 坂本 弘明議員	11 番 工藤 博志議員
13 番 富高 友子議員	14 番 佐藤 定信議員

欠席議員（1名）

12 番 富高健一郎議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	甲斐 宗之	副町長 ……………	藤本 昭人
教育長 ……………	戸敷 二郎	総務課長 ……………	有藤 寿満
財政課長 ……………	興梠 貴俊	総合政策課長 ……………	戸高 雄司
税務課長 ……………	林 謙一	町民生活課長 ……………	甲斐 利一

企画観光課長	……………	安在 浩	福祉保険課長	……………	霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	綾 浩樹
保健福祉総合センター事務長	……………				興梠 晶彦
上下水道課長	……………	湯川 哲			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				山下 正弘
監査委員	……………	中尾 清美			

午前10時00分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様おはようございます。開会前にお知らせします。富高健一郎議員は欠席されています。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

議長の許可を得ていますので、暑い方は上着をお取りください。

○議長（坂本 弘明議員） ただいまから、令和4年第3回高千穂町議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、議席番号1番、藤田利廣議員、議席番号2番、田中義了議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、会期の決定について議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの18日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月16日までの18日間と決定いたしました。

なお、今会期の内訳につきましては、皆様のお手元に配付しています会期予定表のとおり行うこととします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、監査検査結果の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条の規定に基づく定期監査及び地方自治法第235条の規定に基づく例月現金出納検査の結果が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告といたします。

続いて、議会運営委員会の閉会中の継続調査の報告を行います。

議会運営委員長から委員会調査報告書が議長に提出されていますので、その写しの配付をもって報告とします。

続いて、議員派遣の報告を行います。

会議規則第129条第1項の規定に基づき、皆様のお手元に配付しましたとおり、議長において議員を派遣しましたので、報告します。

続いて、請願陳情の処理報告を行います。

本日までに受理しました4件につきましては、陳情文書表のとおり処理することとしましたので、報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第4、行政報告を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） おはようございます。本日、高千穂町議会第3回定例会に議員の皆様には何かとお忙しい中、御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

本議会では、特に令和3年度決算の審査をいただくこととしており、議案も多岐にわたりますことから御負担をおかけするかと存じますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、全国的に依然として新型コロナウイルス感染症第7波の高止まりが続き、わずかにピークアウトの傾向が見え始めたものの、なかなか収束の見通しが立たない状況が続いております。昨日の宮崎県の発表では、休日明けということもあり、久しぶりに1,000人を切りましたが、それまでは1,000人台から2,000人台の新規感染者報告が続き、町内でも8月17日発表の48人を最高値として、高い水準が続いておりました。なお昨日までの町内感染事例の累計は1,072人で町内人口1万1,430人の約9.4%を占め、まもなく町内人口の1割に達しよ

うとしております。各個人でも、また事業所や高齢者施設教育保育施設等においても、できる限りの感染予防対策を講じていただいていると認識しておりますが、変異株の感染力は強く、どの場面で感染したか分からないという事例も多く聞かれ、改めて感染予防対策の難しさを実感しているところでございます。

郡内での急速な感染拡大を受け、町民の不安解消を目的に県の事業を活用し、8月23日から25日までの3日間、民間の事業者による無料PCR検査所を開設いたしました。3日間で郡内から267人が来場され、6名の陽性判定がありました。そのうち4名が本町在住者という結果でありました。本町では、ワクチン接種を集団接種にて行い、県内でも高い接種率を達成しており、多くの皆様は軽傷のようですが、基礎疾患をお持ちの方や高齢者については重篤化に至る、あるいは最終的に命に関わる事例もあると聞いており、決して油断することはできないと考えております。後ほど行政報告にて詳しく説明いたしますが、本町では8月24日から第4回目のワクチン接種を開始し、順調に進捗をしております。また、既にオミクロン株対応ワクチンによる5回目の接種について厚労省から準備を進めるよう通知が来ており、こちらについてもしっかりと対応できるよう準備を進めてまいります。

さて、先週8月27日の土曜日、五ヶ所三秀台にて第26回五ヶ所平和祈念祭が開催されました。終戦前後の昭和20年に、小河内の山中に墜落した日本軍隼搭乗員の1名と物資輸送中に親父山の山中に墜落した米軍B29搭乗員の12名、合わせて13名の若い兵士を追悼し、戦争のない平和な世界、恒久平和への願いを発信する祈年祭でございます。現在ウクライナでの紛争も終わりが見えず、世界経済への影響も大きく、罪のない多くの民間人が命を奪われております。今年の平和祈念祭には、慰霊碑の横に日米に加えウクライナ国旗も掲揚されておりました。このような平和祈念祭を継続していただいている五ヶ所平和記念碑奉賛会、平和祈念祭実行委員会の皆様方に敬意を表しますとともに、改めて世界の全ての紛争が終結すること、また恒久平和を願いたいと存じます。

それでは、当面する町政の状況について御報告をいたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種状況についてであります。8月16日現在、本町全体では2回目の接種完了者のうち、3回目を済ませた方の接種率は93.5%となっており、県内で3番目の高い接種率であります。また、5歳から11歳までの小児接種では2回目まで終了の方が約57%と、こちらも県下で2番目の接種率であります。

しかしながら、県全体では依然として若い世代が低く、12歳から39歳までの県全体での接種率は59.1%であります。県ではこの世代の新規陽性者数が多いことから、接種を強く呼びかけているところであります。本町におきましては、この若い世代の接種率も81.1%と高く、ひとえに町民の皆様の御理解と御協力のおかげであると感謝いたしており、これらのことが感染

拡大や感染者の重症化軽減につながればと願っているところであります。

さて、現在本町では、新型コロナウイルスワクチンの第4回目集団接種を開始しております。3回目接種から5か月が経過した60歳以上の方と、18歳から59歳の基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が判断された方が対象であり、高齢者施設などの入所者につきましては7月中に完了し、8月24日からは武道館での集団接種を行っております。これまでは、この集団接種対象者を約5,000人と見込み、主にファイザー社製ワクチンを使用しながら、9月21日までには終了する予定としておりましたが、全国的に感染者が増加していることを受け、国は重症化リスクが高い方々へサービスを提供する18歳から59歳の医療従事者や高齢者施設などの従事者についても、4回目接種の対象者に加えるとの新たな方針が示されましたので、早急に関係者への周知や接種体制の整備など対応を行ってまいります。

また、国はオミクロン株対応ワクチンの接種、いわゆる5回目接種についても、その概要を示しております。説明によりますと、現在オミクロン株対応ワクチンが開発中であり、重症化の予防効果があることを踏まえ、法に基づく予防接種として位置付ける方向で専門家による検討を行っているとのことであります。この5回目接種の対象者は、少なくとも重症化リスクが高い高齢者などを基本としますが、今後得られる諸外国からのデータなどを踏まえ、初回接種、いわゆる1回目、2回目接種を完了した全ての方も想定されますので、ワクチンの供給体制が整う今年の秋以降の予定で、各自治体は準備を進めるようにと示されております。この接種に係る経費につきましても、国が全額負担する予定でありますので、詳細な内容が決まり次第、適切な対応ができるよう進めてまいります。併せて、これまでの接種が完了されていない希望者への個別対応や、現在行っております集団接種対応など接種者の状況がより複雑化することが予想されますが、引き続き医療機関との連携を図りながら、安全かつ円滑に進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金第5次分を活用した、プレミアム商品券及び支え合おう高千穂！全力応援商品券事業の進捗状況について御報告をいたします。

新型コロナの影響により、売り上げが落ち込んでいる町内商工業者の支援など、地域経済の活性化を目的に高千穂町商工会からプレミアム率30%の商品券が発売されました。1セット1万3,000円分を1万円で、1世帯5セットを上限に6月28日から、町内5か所で7,000セットが完売をいたしました。1セット当たり3,000円のプレミアム額を、県と2分の1ずつ補助しております。

次に、物価高騰対策と商工業者の支援などを目的に、町民1人当たり5,000円分の商品券をお配りする、支え合おう高千穂！全力応援商品券事業を昨年に引き続き、実施いたします。9月1日より順次郵送し、12月31日までの4か月間で使用していただきます。新型コロナの感染拡大が続き、宮崎県から医療非常事態宣言が発令されているなど収束が見えない状況ではご

ざいますが、今後も町内消費を促進するための取り組みを行ってまいります。

次に、臨時特別給付金について御報告をいたします。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、令和3年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものでありますが、給付条件に該当する世帯に対し現在1,599世帯、約98%の振り込みを完了しております。また、令和4年度新たに住民税が非課税となられた世帯に対し、同様に1世帯当たり10万円を給付することとなりましたので、該当世帯に対し7月7日に確認書を発送し、現在148世帯、約80%の振り込みを完了しております。今後は、令和3年度対象の残り30世帯ほど、令和4年度対象の残り36世帯ほどに対し、電話勧奨や訪問などを行いながら、期限の9月30日までには受給希望者全員に給付が完了しますよう対応してまいります。

次に、低所得子育て世帯に対する、子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。

独り親世帯の児童扶養手当受給世帯及び子育て中の住民税非課税世帯に対し、高校生以下の子供1人当たり5万円を給付するものでありますが、独り親世帯に対しては、県が6月27日に111世帯174人を対象に振込みを完了しております。それ以外の子育て中の住民税非課税世帯には、7月22日に49世帯126人を対象に本町からの振込みが完了しており、申請が必要な高校生のみを扶養している住民税非課税世帯へは、8月2日に対象となる8世帯8人分の申請書を送付後、8月26日に振込みを完了しております。また、新型コロナウイルス感染症対応、地方創成臨時交付金を活用した本町独自の1人当たり2万5,000円の上乗せ給付につきましては、9月中に全対象世帯へ振り込む予定としております。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編に係る進捗状況についてであります。

本年6月17日、第2回定例会最終日に、公立病院の広域医療等に関する特別委員会を開催していただき、西臼杵3公立病院における経営統合・機能再編に係る基本計画について説明をさせていただきました。そこでは、経営統合・機能再編のスケジュールや診療ワーキングなどの分野ごとに、病院職員と行っている検討状況及び今後の予定について説明させていただき、医師確保や外科手術などについて皆様の御意見をいただきました。現在、西臼杵3町及び3公立病院において、統合再編後の組織や人事、財政、利益などについて協議を進めるとともに、令和5年4月に予定しております高千穂町国民健康保険病院及び日之影町国民健康保険病院の機能再編に向けての準備を進めているところであります。

今後、熊本大学及び宮崎大学、県立延岡病院などの有識者の御意見を伺いながら、検討結果をまとめていくことにしており、次期第4回定例会において西臼杵広域行政事務組内に統合再編準備室を移行し、経営管理の業務を担うため、事務組合規約改正案等をお諮りする予定としております。また、議案以外の内容につきましても、適宜特別委員会にて御報告をさせていただきたい

と考えておりますので、議員の皆様方には引き続き御理解、御協力を賜りたいと存じます。

次に、九州中央自動車道の進捗状況について御報告をいたします。

令和3年4月に事業化になりました、高千穂雲海橋道路の中心杭打ち式をはじめ、令和3年度から4年度にかけて本町関連九州中央自動車道の建設事業は大きく進んでおります。御案内のとおり、既に五ヶ瀬高千穂道路では、五ヶ瀬町内の本線工事に着手しており、五ヶ瀬の町道を改良する工事用道路も着手されております。本町におきましても、片内地区から上押方地区につながる、仮称童里トンネルから着工の予定で、現在用地取得に国、県とともに地権者との協議を進めており、その工事用道路が今月発注されたと伺っております。また、押方芝原地区付近では、町道薑谷線を改良し工事用道路とする計画が進んでおり、先日地元地権者への説明会を開催したところです。

今後、道路用地に関する調査を進めていただき本町において用地取得後、国土交通省の施工で改良工事を進めていただく予定であります。7月27日には沿線、各自治体及び関連団体の皆様と東京へ出向き、本県選出国會議員、国土交通省財務省に。また、翌28日には九州地方整備局に九州中央自動車道の早期整備、予算確保についての合同提言活動を行ってまいりました。今後、提言活動などを継続し、我々地域の熱い想いを国や県へ伝えてまいりたいと存じます。

次に、10月6日から鹿児島県で開催されます第12回全国和牛能力共進会について御報告をいたします。

皆様御存じのとおりであります。全国和牛能力共進会は和牛の美しさや脂肪の質といった改良成果などを競い合う5年に一度の祭典であり、別名和牛のオリンピックとも称されております。審査は、雄牛、雌牛体型を審査する種牛の部、第1区から第6区と、肉質を審査する肉牛の部、第6区から第8区があり、各都道府県から選抜された優秀な牛が出品され、改良の成果を競うものであります。6月8日には、高千穂家畜市場において西臼杵地域代表牛決定審査が開催され、月齢などで分類された種牛の部、第2、第3、第4、第6区の4区分に21頭が出場し、県代表牛決定審査へ進む中12頭内高千穂町から10頭が決定されました。また、7月15日には、肉牛の部、第6、第7、第8区の西臼杵代表牛3頭が高千穂町から出場決定となりました。これらを受け、小林市で行われた県代表牛決定審査において8月2日の肉牛の部、第7区脂肪の質評価群に岩戸から1頭、8月6日の種牛の部、第3区若雌の2単品区に田原から1頭、この生産者は平成14年の第8回大会から今回まで、5回連続出場の偉業を続けられております。

また、第4区3頭1セットの繁殖雌牛群に、三田井、上野、日之影からの3頭が、第6区4頭1セットの総合評価群には、上野から3頭、五ヶ瀬から1頭が決定し、合計、郡内から9頭、高千穂町からは7頭が宮崎県代表牛として選ばれました。これまでの成果は、今回の出品に携わられた方々をはじめ、予選で競い合った方々など多くの関係者の努力の賜物であり、チーム西臼杵

一丸となって、「魅せろ最高の高千穂牛」を合言葉に取り組んできた成果であります。宮崎県代表牛は2007年の第9回鳥取大会から内閣総理大臣賞を3大会連続受賞しており、4大会目の栄冠にも注目が集まっております。これからも日本一の努力と準備を行うなど、チーム宮崎の取り組みとして関係者一人一人の努力が重要であり、本町としましても全面的にバックアップしてまいりますので、議員の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

最後に、少し誇らしい報告をさせていただきます。

毎年6月に全国の市区町村ごとに、国民年金保険料の納付率が厚生労働省から公表されております。昨年令和2年度の納付率が90.2%で、九州内の市町村で1位となりましたが、令和3年度はさらに納付率がアップし93.8点%でありました。これは、全国1,742市区町村中17位で西日本1位の成績であります。県の平均は73.2%、全国平均は78.2%であることから極めて高い水準であります。新型コロナウイルスの影響で大幅に収入減少となられた方の保険料を免除する国の特別措置を受け、各事業所などへその申請方法を案内し手続を行っていただいたり、未納者に対しては何度も納付を促した結果、前年度の高い水準からさらに3.6%上昇いたしました。改めて町民の皆様の納付意識の高さに感謝しますとともに、これからも延岡年金事務所と協力して納付や免除申請につなげてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で町長の行政報告が終わりました。

日程第5. 報告第3号

日程第6. 報告第4号

日程第7. 議案第41号

日程第8. 議案第42号

日程第9. 議案第43号

日程第10. 議案第44号

日程第11. 議案第45号

日程第12. 議案第46号

日程第13. 議案第47号

日程第14. 議案第48号

日程第15. 議案第49号

日程第16. 議案第50号

日程第17. 議案第51号

日程第18. 議案第52号

日程第 19. 議案第 53 号

日程第 20. 議案第 54 号

日程第 21. 議案第 55 号

日程第 22. 議案第 56 号

日程第 23. 議案第 57 号

日程第 24. 議案第 58 号

日程第 25. 議案第 59 号

日程第 26. 議案第 60 号

日程第 27. 議案第 61 号

日程第 28. 議案第 62 号

日程第 29. 議案第 63 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 5、報告第 3 号から日程第 29、議案第 63 号までの報告 2 件、町長提出議案 23 件、合計 25 件を一括議題として提案理由の説明を求めます。最初に町長の説明を求めます。町長、登壇願います。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、提案理由を御説明いたします。

本日提案いたします議案は、報告 2 件、決算認定 9 件、条例案件 3 件、補正予算 8 件、その他 3 件の合計 25 件でございます。

初めに、報告第 3 号令和 3 年度高千穂町財政健全化判断比率の報告についてであります。財政健全化法の定めにより、令和 3 年度決算に基づく 4 項目の健全化判断比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

次に、報告第 4 号令和 3 年度公営企業等に係る資金不足比率の報告についてであります。報告第 3 号と同様、公営企業の資金不足比率につきまして、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

次に、議案第 41 号から第 47 号までの 7 件の令和 3 年度決算認定議案につきまして、一括して御説明いたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。後ほど、一般会計及び特別会計につきましては会計管理者が、企業会計につきましては関係課長が詳細について御説明をいたしますので、私からは決算額と執行の要点等についてのみの説明とさせていただきます。

初めに、議案第 41 号令和 3 年度高千穂町一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額 102 億 164 万 9,423 円、歳出総額 97 億 9,055 万 5,207 円、収支差引 4 億 1,009 万 4,206 円が譲与額となりました。このうち 2 億 8,000 万円を財政調整基金へ

積み立てし、繰越事業費充当財源 8,609 万 5,520 円及び残りの 4,399 万 8,696 円を次年度へ繰り越すものであります。令和 3 年度の当初予算は、財政見通しが厳しい中であっても高千穂町総合長期計画の達成を念頭に置き、限られた財源の中でも高い効果を生み出すと見込まれる事業に重点配分し、現在本町の抱える諸問題に可能な限り対応しうる予算編成を行ったものであります。

しかし、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響も考慮し、かつ新たな諸課題の解決を図り、新たな施策も盛り込みながら農林漁業、商工観光業の振興、保健福祉事業、教育環境整備など多岐にわたり取り組んだところでもあります。このような状況で、本町の令和 3 年度の決算は黒字決算となりましたが、これもひとえに議員各位をはじめ町民の皆様の調整に対する御支援の賜物であると、深く感謝を申し上げます。

人口減少、社会保障費の増加、公共インフラの老朽化、産業振興と雇用の場の確保、地域医療の充実など多くの課題がありますが、徹底した行財政改革に努め、事業財源を確保しつつ高千穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び高千穂町人口ビジョンをもとに、SDGs や脱炭素、DX 化の推進なども念頭に置きつつ、また西臼杵 3 町、県との連携も図りながら、将来を見据えた新たな施策を取り入れ、子供から高齢者までが安心して生き生きと暮らしていける、画期あるまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案第 42 号令和 3 年度高千穂町国民健康保険特別会計の決算であります。歳入総額 18 億 4,254 万 1,987 円、歳出総額 18 億 1,695 万 5,944 円、収支差引 2,558 万 6,043 円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

平成 30 年度から県も保険者となり、市町村と一体となって財政運営や事業運営に取り組んでいることから財政基盤も安定しておりますが、国保加入者の減少や医療の高度化に伴い、1 人当たりの医療費は増加傾向にあり、国保運営の悪化が懸念されているところであります。なお、令和 4 年 3 月末における国民健康保険への加入状況は、世帯数 1,953 世帯、被保険者数 3,152 人となっております。

次に、議案第 43 号令和 3 年度高千穂町簡易水道事業特別会計の決算であります。歳入総額 8,617 万 2,491 円、歳出総額 7,418 万 9,754 円、収支差引 1,198 万 2,737 円が譲与額となりました。このうち 773 万 8,230 円を基金積立金年とし、残り 424 万 4,507 円を次年度へ繰り越すものであります。本町の簡易水道は、直営の 15 組合を除く 11 組合において施設の維持管理及び運営を行っていただいておりますが、令和 3 年度は各簡易水道組合に対し、排水設備機器更新工事等の補助を実施しております。今後も安全で安定した給水がなされるよう組合と連携し、管理運営に努めてまいります。なお、令和 3 年度の給水人口は 4,380 人で、年間有収水量は 49 万 947 立方メートルとなっております。

次に、議案第４４号令和３年度高千穂町下水道事業特別会計の決算であります。歳入総額２億１，７１３万２，２３３円、歳出総額２億３６３万１，２０１円、収支差引１，３５０万１，０３２円が譲与額となりました。このうち繰越事業充当財源２６４万円及び残りの１，０８６万１，０３２円を次年度へ繰り越すものであります。

供用開始から２０年以上が経過し、今後は老朽化等に伴う維持費用の増加が見込まれますので、安定した事業運営を継続するため、社会資本整備総合交付金を活用した計画的な維持管理費用の平準化に努めてまいります。なお令和３年度末の下水道接続人口は３，３６７人で接続率８９％となっております。

次に、議案第４５号令和３年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計の決算であります。歳入総額１，３６０万２，６８９円、歳出総額１，２９２万３，７７８円、収支差引６７万８，９１１円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

現在、保健センターにおいて月３回１０名の審査委員に介護認定の審査をお願いしておりますが、その経費が主なものであります。

次に、議案第４６号令和３年度高千穂町介護保険特別会計の決算であります。

まず保険事業勘定の決算ですが、歳入総額１５億４，６６５万１４３円、歳出総額１４億９，３０７万４，８６０円、収支差引５，３５７万５，２８３円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

次に、介護サービス事業勘定の決算では、歳入総額１，１３２万２，５９７円、歳出総額１，０９６万７，４６２円、収支差引３５万５，１３５円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

本町の６５歳以上の高齢化率は約４４％であり、今後も上昇するものと考えられます。そのため、介護給付費の抑制策として保健事業と介護予防事業の一体的な実施に取り組むとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築を推進することとしております。

次に、議案第４７号令和３年度高千穂町後期高齢者医療特別会計の決算であります。歳入総額１億８，６４１万５，９９８円、歳出総額１億８，４７０万６，２９８円、収支差引１７０万９，７００円となり、全額次年度へ繰り越すものであります。

年々高齢者の医療費が増加する中で安定的な高齢者医療確保するため、平成２０年度から開始された後期高齢者医療制度であります。１４年が経過し、制度見直しを行いながら定着しつつあるところです。本制度は都道府県単位の広域化した医療制度であり、県、広域連合と市町村が連携して事業を行っております。なお、令和４年３月末の被保険者数は２，６４７人となっております。

次に、議案第48号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算についてであります。収益的収支の総事業収益は22億5,155万5,646円で、前年度と比較しますと4,860万6,396円の増となりました。また、総事業費用は23億10万4,402円で、前年度と比較しますと1,654万4,092円の減となり、仮受消費税と仮払消費税を除いた収支の差し引きが971万8,935円となり、当年度純利益となりました。したがって、前年度末繰越利益剰余金6億8,449万4,339円に当年度純利益971万8,935円を足した6億9,421万3,274円が当年度繰越利益剰余金となり、減債積立金建設改良積立金への積み立て、組入れ資本金への組入れは行わず、6億9,421万3,274円をそのまま翌年度繰越剰余金とし、また34万3,686円を組入れ資本金への組入れとする剰余金処分計算書案を御提案しております。

次に、資本的収支でございますが、総収入額は1億3,657万7,000円、総支出額は2億4,531万8,062円となり、収入額が支出額に不足する額1億874万1,062円は、当年度消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金により補填するものであります。

次に、議案第49号令和3年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算についてであります。収益的収支は消費税込みで収入1億3,992万8,286円、支出1億3,310万188円、収支の差引682万8,098円となっております。

資本的収支は、消費税込みで収入140万5,045円、支出1,721万5,327円、収支の差し引きマイナス1,581万282円となっており、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、剰余金の処分であります。当年度未処分利益剰余金は1億3,894万6,725円となっており、剰余金処分案としましては、減債積立金へ31万9,000円、建設改良積立金へ606万1,000円、合わせて638万円を積み立て処分し、処分後の残高1億3,256万6,725円を令和4年度への繰越利益剰余金とするものであります。

令和4年度は、令和3年度に策定しました上水道事業ビジョンを元に、更新需要に対応するため経営の健全化と併せて施設の計画的な更新を進めていけるよう努めてまいります。

次に、議案第50号高千穂町消防団条例の一部改正についてであります。

現在、条例第3条において、消防団員の定数を530人と定めておりますが、団員数の減少に伴い450人へと減ずる改正を行うものであります。なお令和4年4月現在の団員数は420人です。

次に、議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。今回の改正は人事院規則、職員の育児休業等の一部改正により地方公務員の育児休業等に関する法律などの一部を改正する法律が、令和4年5月2日に公布されたことに伴うものであり、働きながら

育児がしやすい環境整備をさらに進めるためのものです。

改正内容につきましては、非常勤職員における育児休暇の取得制限緩和が主なものであり、令和4年10月1日から施行するものです。

次に、議案第52号高千穂町光ケーブルネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

光ケーブルに関する工事の費用負担について、第10条にその工事内容ごとの費用負担者が規定されており、別表第1にその金額が規定されております。今回の改正では、この別表第1に「その他」の項を追加し、再開引き込み工事や引き込み線の撤去、移設の場合の負担金額を定めるものであります。また別表第2の改正につきましては、光ケーブル月額利用料を令和2年12月分を持って徴収しないこととしておりますが、同月分までの利用料に未納がある方に対し、その徴収を可能とするための改正であります。

次に、議案第53号から第60号までの補正予算議案8件について、御説明いたします。

初めに、議案第53号令和4年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,913万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を92億5,051万9,000円とするものであります。

今回の補正は、国県補助金の決定等による増が主なものであり、歳出予算の主なものでは、民生費で保育所等給食緊急支援事業、働きやすい保育所等づくり緊急応援事業。衛生費では新型コロナウイルス接種体制確保事業、農林水産業費では畜産競争力強化整備事業（クラスター事業）、活力あるふるさとづくり事業。商工費では、新型コロナウイルス対応地方創成臨時交付金事業として宿泊データ分析システム構築事業、土木費では町道維持事業、都市再生整備計画事業。消防費では防火水槽建設工事、教育費では学校施設等改修費、その他災害復旧費等となっております。

歳入では、国県支出金、繰越金及び財政調整基金繰入金等を計上しております。

議案第54号から第59号までの、各特別会計の補正予算につきましては、繰越金等による財源調整の補正が主なものであります。

第60号の病院事業会計につきましては、機器類の更新費用が主なものとなっております。

次に、議案第61号高千穂町教育委員会教育長の任命同意についてであります。

現教育長の任期が本年11月24日までとなっておりますが、引き続き、戸敷二郎氏に本町のエ教育行政に御尽力をいただきたいと存じますので、地方エ教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をを求めるものであります。任期は令和4年11月25日より令和7年11月24日までの3年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

次に、議案第62号及び第63号につきましては、高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。

初めに、議案第62号でありますが、委員3名のうち富高隆治氏が令和4年11月30日をもって任期満了になられます。引き続き御尽力をいただきたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間であり、経歴等につきましては記載のとおりであります。

次に議案第63号でありますが、現固定資産評価審査委員会委員であります甲斐哲也氏から健康上の理由により令和4年6月30日をもって委員を辞任したい旨の届出が提出されました。後任に佐藤章氏に御就任をいただきたいと存じますので、地方税法第423条第4項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

任期は、令和4年9月1日から前任者の残任期間令和6年11月30日までの2年3か月間であり、経歴等につきましては記載のとおりでございます。

人事3案件につきまして、御賛同賜りますようお願いをいたします。

以上、私からの提案理由の説明であります。詳細につきましては、人事案件を除きそれぞれ担当課長に説明をさせますので、御審議いただきますようよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、町長の説明が終わりました。

ここで、11時5分まで休憩します。

午前10時56分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから関係課長の説明を求めます。

初めに、決算議案の説明を求めます。議案第41号から第47号について、会計管理者。

○会計管理者（飯干 美恵管理者） それでは、議案第41号から47号までの一般会計特別会計決算認定議案7件につきまして、御説明申し上げます。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき令和4年5月末日に各会計を閉鎖、決算の調整を行い、7月7日に町長に決算書を提出いたしました。また、監査委員による決算審査は令和4年7月13日から7月22日までの間で、7日間実施されたところでございますが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の審査意見書、主要施策の成果に関する調書を添えまして、議会の認定をお願いするものでございます。なお、総括表につきましては町長から説明がありましたので、省かせていただきます。

最初に、議案集3、一般会計歳入歳出決算書をお開きください。

議案第41号令和3年度高千穂町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

それでは、6ページ、7ページの歳入決算額の収入済み額から御説明申し上げます。

まず、款1の町税でございますが、10億4,207万9,159円の収入済み額となり、調停額に対しまして93.5%の収納率となりました。収入未済額は5,839万7,391円で、前年度と比較しまして1,749万5,393円、率にして23.1%の減となったものでありますが、固定資産税が93.6%を占めており、収納率の向上が最大の課題となっています。また、不能欠損額1,391万6,279円は、法の規定に基づく欠損処理でございます。なお、重要な自主財源であります徴税の歳入全体に占める割合は10.2%となっています。

次に、款2地方譲与税1億1,997万4,000円、款3利子割交付金52万9,000円、款4配当割交付金377万7,000円、款5株式等譲渡所得割交付金385万8,000円、款6法人事業税交付金1,254万5,000円、款7地方消費税交付金2億9,874万1,000円。

次のページをお開きください。

款9環境性能割交付金490万5,302円、款10地方特例交付金2,107万8,000円につきましては、いずれも国県からの交付金でございます。款11地方交付税は40億7,624万円となりました。内訳は、普通交付税が36億5,792万4,000円で、前年度比3億1,850万9,000円、9.5%の増、特別交付税が4億1,831万6,000円で、前年度比3,089万7,000円、6.9%の減、合わせまして2億8,761万2,000円、7.6%の増となったものです。なお、歳入全体に占める割合は40%となっています。

次に、款12交通安全対策特別交付金は109万5,000円です。款13分担金及び負担金は1億366万6,383円ですが、農業費分担金、老人福祉費負担金及び児童保護費負担金が主なものです。なお、収入未済額38万1,226円は光ケーブル接続負担金、放課後児童健全育成事業負担金でございます。

次に、款14使用料及び手数料は1億356万9,305円で、ふれあいバス、駐車場、入湯料、住宅使用料が主なものであります。なお、収入未済額93万9,540円は、駐車場使用料、光ケーブル、保育所等使用料、住宅使用料となっています。

次に、款15国庫支出金15億9,174万5,742円。

次のページをお開きください。

款16県支出金11億9,077万9,915円につきましては、それぞれ事業執行に伴います負担金、補助金等で保育給付費、児童手当、障害福祉費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費等の負担金並びに児童福祉費、子育て世帯等臨機特別支援事業費、非課税世帯等臨時特別給付金事業費、中山間地域直接支払制度事業費、商工費等の補助金並びに道路事業費交付金、新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金等が主なものです。なお、令和２年度の繰越事業でありました道路事業費補助金交付金、災害復旧費負担金補助金等も収入済みとなっています。

次に、款１７財産収入１億６,２９７万６,８５８円ですが、共有財産貸付、光ケーブル回線貸付け及び農林水産物食材供給施設売上収入等となっています。なお、収入未済額３４万６,２００円は家屋貸付収入が主なもので、不納欠損額は８万１,０００円となっています。

続いて、款１８寄付金１億５,３５１万２,０００円は、ふるさと応援寄付金が主なものですが、企業版ふるさと納税寄付金もあり、前年度比２,８４１万７４５円２２.７％の増となっています。

次に、款１９繰入金５,１２２万９,４３２円ですが、ふるさと応援基金及び地域福祉基金、新型コロナウイルス感染症対策基金等からの繰入金が主なものとなっています。

款２０繰越金１億４,３１１万４,５９７円は、繰越事業費充当財源を含む前年度繰越金です。

１２ページをお開きください。

款２１諸収入２億７,３５９万８,７３０円ですが、育英資金貸付金収入、農林水産業費受託事業収入が主なものとなっています。なお、収入未済額２５１万２,０００円は育英資金償還金です。

最後に、款２２町債の８億４,２６３万５,０００円ですが、中央保育園園舎建替え事業債、非常勤医師賃金臨時財政対策債と並びに令和２年度の繰越事業でありました。防災システム設置事業債等が主なものとなっています。

以上、２年度からの繰り越し分の収入額６億１,３７５万９,９３５円を含めました歳入総額は１０２億１６４万９,４２３円の決算額となり、調停額に対する収入済み額の割合は９９.３％でございます。

続きまして、１４ページの歳出決算額ですが、支出済み額で説明いたします。

まず、款１議会費は８,８５３万４,０９９円となっています。

次に、款２総務費１８億３,６７３万９,０９５円ですが、ふるさと納税記念品、光ケーブル、保守委託事業、ふれあいバス運行費、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと応援基金等の積立金及び繰越事業の防災行政無線施設整備工事等が主なものとなっています。また、財産管理費、戸籍住民基本台帳費で１,９８２万１,０００円を次年度へ繰り越しました。

次に、款３民生費は２７億７,４４９万６,７３２円となりましたが、非課税世帯臨時特別給付金事業、高齢者福祉事業、障害者支援事業、児童福祉支援事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業等が主なもので、歳出全体の２８.３％と最大のウェイトを占めています。なお、非課税世帯等臨時特別給付金事業で３,１７２万８,８４８円を次年度へ繰り越しました。

次に、款４衛生費７億６,６５３万２,８７４円ですが、病院事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金、各種予防健診事業、合併処理浄化槽、西臼杵広域行政事務組合負担金等が主なもので

す。

次に、款6農林水産業費は12億5,455万2,912円となりましたが、主なものは道の駅レストラン、がまだせ市場及び地籍調査事業費等の委託料、中山間地域直接支払制度事業交付金、畜産競争力強化整備事業補助金、農地防災事業有害獣捕獲報奨金及び地方創生道整備推進交付金事業等となっています。また、小水力発電施設整備事業費、農地防災事業費等で1億1,459万4,000円を時年度へ繰り越しました。

続きまして、16ページの款7商工費6億3,810万546円の決算額ですが、感染症対策営業時間短縮要請協力金、商工会補助金、商品券発行事業、観光施設運営費並びに繰り越し事業の高千穂町緊急事態宣言影響対策支援金等が主なものでございます。また、商工業振興費、感染症対策営業時間短縮要請協力金等で2,096万6,000円を次年度へ繰り越しました。

次に、款8の土木費は7億4,090万6,245円となりましたが、道路維持新設改良費、都市再生整備計画事業、下水道事業会計の繰出金並びに繰り越し事業の道路新設改良事業等が主なものとなっています。なお、社会資本整備総合交付金事業、地方創成道整備交付金事業等で1億8,437万4,650円を次年度へ繰り越しました。

次に、款9消防費は3億3,920万9,886円となりましたが、消防団員の活動費、宮崎県町村総合事務組合負担金、西臼杵広域行政事務組合負担金等並びに繰り越し事業の消防施設費が主なものとなっています。

次に、款10の教育費5億651万333円ですが、小中学校管理費、社会教育費、体育施設管理委託料が主なものとなっています。

次に、18ページの款11災害復旧費6,088万3,705円ですが、農林水産業施設、公共土木施設の災害復旧費です。なお、農地農業施設災害復旧費で362万7,870円を次年度へ繰り越しました。

最後に、款12の交際費は7億8,408万8,780円となり、前年度比123万7,910円0.2%の減となっております。

以上、歳出総額は97億9,155万5,207円の決算額となりましたが、前年度と比較しまして6億7,858万5,638円、6.5%の減となっております。また、予算に対する執行率は92.9%であります。なお、次年度への予算繰越額は総額で3億7,611万2,368円となっています。

以上で、一般会計の決算説明終わります。一般会計を閉じてください。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

議案集4、国民健康保険特別会計をお開きください。

それでは、議案第42号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

でございます。

6ページの歳入決算額から説明いたします。

まず款1国民健康保険税は2億7,420万8,074円の収入済み額ですが、前年度と比較しますと2,330万8,411円、7.8%の減となっています。収納率は93.2%、収入未済額が1,764万5,720円で、収入の確保が課題となっています。なお不納欠損額248万985円は、法の規定に基づく決算処理でございます。

次に、款4使用料及び手数料12万5,070円は保険税の督促手数料、款5国庫支出金12万7,000円は国保災害等臨時特例補助金、款6県支出金13億9,112万2,337円は保険給付費等交付金費等交付金となっています。

款8財産収入31万10円は国民健康保険準備積立基金利子、款10繰入金1億6,142万5,079円は、一般会計からの繰入金となっています。

款11繰越金1,356万7,640円は前年度繰越金、款12諸収入165万6,777円は延滞金、第3者納付金、雇用保険等個人負担金等が主なものとなっています。

次のページをお開きください。

歳入総額18億4,254万1,987円の決算額となり、朝廷に対しての収入済み額の割合は98.9%でございます。

続きまして、10ページからの歳出決算額につきまして説明いたします。

まず、款1総務費4,083万8,854円は、職員の人件費及び事務費が主なものです。

次に、款2保険給付費13億1,984万1,511円ですが、前年度と比較しますと1億344万6,577円8.5%の増となっています。

款3国民健康保険事業費納付金3億9,640万7,743円は、一般被保険者医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分として犬に対して納付するものとなっています。

款5保健事業費5,241万9,872円は、特定健康診査等事業費及び保健センターの運営費等となっています。

続きまして、12ページの款6基金積立金31万10円は、国民健康保険準備積立基金となっております。

款8諸支出金613万7,954円は、国保税の還付金、国保災害臨時特別補助金等償還金、病院事業会計への繰出金等が主なものとなっています。

以上、歳出総額18億1,695万5,944円の決算額となり、執行率は97.2%となっています。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わります。国民健康保険特別会計を閉じてください。

続きまして、議案集 5、簡易水道事業特別会計を開きください。

それでは、議案第 43 号令和 3 年度高千穂町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6 ページの歳入決算額から説明いたします。まず、款 1 使用料及び手数料 6,264 万 4,022 円の収入済み額ですが、町内 26 の簡易水道組合の使用料収入となっています。

次に、款 4 財産収入 18 万 1,129 円は、簡易水道積立金利子、款 5 繰入金 1,967 万 7,000 円は一般会計からの繰入金、款 6 繰越金 299 万 2,022 円は前年度繰越金、款 7 諸収入 40 万 1,118 円は、雇用保険等個人負担金及び雑入となっています。

款 9 分担金及び負担金 27 万 7,200 円は新設に伴う給水負担金です。

以上、歳入総額 8,617 万 2,491 円の決算額となり、調停額に対する収入済み額の割合は 99%でございます。

続きまして、8 ページの歳出決算額でございます。

款 1 衛生費 7,418 万 9,754 円ですが、簡易水道会計の事務費及び簡易水道組合の維持管理費となっています。

歳出総額も同額の決算額となり、執行率は 87.9%となっています。

以上で、簡易水道事業特別会計決算の説明を終わります。簡易水道事業特別会計を閉じてください。

続きまして、議案集 6、下水道事業特別会計をお開きください。

それでは、議案第 44 号令和 3 年度高千穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

6 ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款 1 の分担金及び負担金 161 万 110 円は受益者負担金となっています。

次に、款 2 国庫支出金 100 万円は公共下水道事業補助金、款 4 財産収入 2,090 円は下水道減債基金利子、款 5 繰入金 1 億 1,815 万 7,000 円は一般会計からの繰入金、款 6 繰越金 937 万 8,656 円は前年度からの繰越金、款 7 諸収入 1 万円は雑入です。

款 8 町債 1,080 万円は下水道債か、款 9 使用料及び手数料 7,617 万 4,377 円は下水道使用料が主なもので、収納率は 97.1%、収入未済額が 222 万 7,624 円となっており、収入の確保が急務となっています。なお、不能欠損額 1 万 5,430 円は法の規定に基づく欠損処理でございます。

次のページをお開きください。

歳入総額 2 億 1,713 万 2,233 円の決算額となり、調停額に対する収入済み額の割合は 99%でございます。

続きまして、１０ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

最初に款１総務費４,５８９万１,３９６円は、人件費等の事務費が主なものです。

次に、款２土木費９６８万３,２３５円は、下水道施設監視システム更新業務委託費が主なものです。

款３交際費９,７０３万３,９７９円は、施設整備に伴う下水道事業債の償還金です。今後もこの償還金の財政負担が本会計の大きなウェイトを占めてくるものと思われます。

最後に、款５施設費５,１０２万２,５９１円は、浄化センター及び下水道施設の維持管理費が主なものです。なお２６４万円を次年度へ繰り越しました。

以上、歳出総額２億３６３万１,２０１円の決算額となり、執行率は９６．２％でした。

これで、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。下水道事業特別会計を閉じてください。

続きまして、議案集７、西臼杵地域介護認定審査会特別会計をお開きください。

それでは、議案第４５号令和３年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

６ページの歳入決算額から説明いたします。本会計は効率的かつ公平な介護認定審査業務を行うため、西臼杵３町で制定した共同設置規約に基づく特別会計です。

まず款１分担金及び負担金１,３００万１,０００円ですが、西臼杵３町で負担されたものです。

次に、款５繰越金６０万１,６８９円は前年度繰越金です。

以上、歳入総額１,３６０万２,６８９円の決算額となり、収納率は１００％となっています。

続きまして、８ページの歳出決算額につきまして説明いたします。

款１介護認定審査会費１,２９２万３,７７８円ですが、月に３回行う認定審査会及び事務局の経費で、歳出総額も同額の決算額となっており、執行率は９５％でございます。

以上で、西臼杵地域介護認定審査会特別会計決算の説明を終わります。介護認定審査会会計を閉じてください。

続きまして、議案集８、介護保険特別会計をお開きください。

それでは議案第４６号令和３年度高千穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。なお、本会型は保険事業勘定と介護サービス事業勘定の２つに分けて経理されています。

最初に、８ページの保険事業勘定の歳入決算額から説明いたします。

まず、款１保険料２億４,７５３万９,５２１円は、特別徴収と普通徴収の介護保険料で収納率は９７．２％、収入未済額７０２万６,２４５円となっています。なお、不納欠損額１３万４５５円は、法の規定に基づきました欠損処理でございます。

次に管、款２分担金及び負担金２９０万９,７００円は高齢者の生きがいと健康づくり推進事

業負担金、款3使用料及び手数料3万3,990円は、介護保険料の督促手数料です。

次に、款4国庫支出金4億2,327万7,875円、款5支払基金交付金3億8,433万5,635円、款6県支出金2億2,209万8,887円は、それぞれ介護給付、介護予防事業に伴う補助金交付金となっています。

款7財産収入41万4,507円は、介護給付費準備基金利子です。

款9繰入金2億3,743万1,962円は、一般会計繰入金、介護サービス事業勘定繰入金となっています。

10ページに移りまして、款10繰越金2,859万6,066円は前年度繰越金、款12初収入1万2,000円となっています。

以上、歳入総額15億4,665万1,143円の決算額となり、99.5%の収納率となりました。

続きまして、12ページからの歳出決算額について説明いたします。

まず、款1総務費3,193万2,231円は、人件費認定審査会経費、介護保険会計運営費等となっています。

次に、款2保険給付費13億2,600万9,835円は、居宅入所サービス、介護予防サービス事業等の経費等となっています。

款4の地域支援事業費1億1,208万4,318円は、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、介護予防生活支援サービス事業等の経費となっています。

款6基金積立金41万4,507円は、介護給付費準備金積立金となっています。

14ページに移りまして、款9諸支出金2,263万3,969円ですが、過年度分の精算に伴う国への払戻金並びに介護サービス事業勘定への繰出金となっています。

以上、歳出総額14億9,307万4,860円の決算額となり、執行率は97.6%となりました。

続きまして、介護サービス事業勘定です。

60ページの歳入決算額から説明いたします。

まず、款1サービス収入532万6,850円の収入済み額ですが、介護予防支援サービス計画等に伴います収入となっています。

次に、款8繰入金550万円は保険事業勘定からの繰入金、款9繰越金19万2,874円は前年度繰越金、款11諸収入30万2,873円は雇用保険等個人負担金となっています。

以上、歳入総額1,132万2,597円の決算額となり、収納率は100%となっています。

続きまして、62ページの歳出決算額について説明いたします。

まず款1総務費675万3,690円は、人件費等の事務費です。

次に、款２サービス事業費４０２万８９８円は、居宅介護支援サービス計画作成費等の費用です。

次に、款７諸支出金１９万２,８７４円は、介護保険事業勘定への繰入金となっています。

以上、歳出総額１,０９６万７,４６２円の決算額となり、執行率は９４．９％となりました。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わります。介護保険特別会計を閉じてください。

続きまして、議案集９、後期高齢者医療特別会計をお開きください。

最後に、議案第４７号令和３年度高千穂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

６ページからの歳入決算額について説明いたします。

まず、款１後期高齢者医療保険料１億２,１３０万４,２００円は、特別徴収と普通徴収の保険料で収納率は９９．６％、収入未済額５４万１,２４０円となっています。

次に、款２使用料及び手数料１万１,４４０円は保険料の督促手数料、款４繰入金５,８０７万１,３６７円は事務費及び保健基盤安定のための一般会計からの繰入金、款５繰越金１５９万２,５０９円は前年度繰越金、款６諸収入５４３万６,４８２円は、保険料還付金及び宮崎県広域連合からの受託事業収入金となっています。

以上、歳入総額１億８,６４１万５,９９８円の決算額となり、調停額に対する収入済み額の割合は９９．７％でございます。

続きまして、８ページの歳出決算額について説明いたします。

まず、款１総務費６１９万９,８３１円ですが、電算システム、健診委託料が主なものとなっています。

次に、款２後期高齢者医療広域連合納付金１億７,８４４万５,４６７円は、宮崎県広域連合に対する負担金です。

続いて、款３諸支出金６万１,０００ですが、保険料の還付金です。

以上、歳出総額１億８,４７０万６,２９８円の決算額となり、執行率は９５．４％となりました。

以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わります。

ここまで、令和３年度の一般会計及び６件の特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げましたが、財政健全化判断比率は４指標ともに早期健全化基準を下回り、本町の財政が健全な水準となっており、適正な運営がなされているものと判断いたしております。

また、地方自治法施行令第１６６条の規定に基づき、それぞれの会計ごとに歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書も合わせて御提案いたしておりますので御審議の上、それぞれ認定賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第48号について病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 病院事業会計の議案第48号について、御説明申し上げます。

10番の病院事業をお開きください。

決算書の3ページからお願いいたします。

本議案は、令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法の規定に基づき議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、令和3年度の決算状況について御説明いたします。

決算書の4ページ5ページをお開きください。

この決算報告書につきましては、仮受仮払消費税込みの決算となっております。

まず、収益的収入及び支出であります。収入決算額は22億5,155万5,646円となり、内訳は医業収益が19億5,047万4,090円、医業外収益が3億108万1,456円となっております。

また、支出では、支出決算額が23億10万4,402円となり、内訳は医業費用が21億5,803万8,815円、医業外費用が1億4,074万9,487円、特別損失が31万6,100円となっております。

次に、資本的収入及び支出であります。収入決算額は1億3,657万7,000円で、その内訳といたしましては一般会計から病院事業の建設改良による経費に対する基準繰り入れのうち負担金として繰り入れた1億3,389万5,000円と、調整交付金分で医療機器購入に係る国庫補助金を一般会計から繰入金として受け入れた268万2,000円であります。

次に、支出決算額は2億4,531万8,062円となり、内訳としましては建設改良費8,153万7,781円、企業債償還金1億5,778万281円及び医師薬剤師修学資金の600万円となっております。なお、資本的収入額から資本的支出額を差し引きしました1億874万1,062円の不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填したところであります。

次に、7ページの損益計算書について御説明いたします。

この損益計算書は、4ページ5ページの収益的収支の決算額から消費税抜きで計上したものであり、令和3年度の1年間の経営状況を表したものでございます。

まず、1の医業収益であります。1の入院収益費、2の外来収益、3のその他医業収益を合わせました総額は19億4,383万4,049円であります。それに対しまして、2の医業費用は1の給与費から6の研究研修費までを合わせまして、20億9,230万4,943円となり、医業収益から医業費用を差し引きしました医業損失は1億4,847万894円となりました。

次に、３の医業外収益であります、（１）の受取利息配当金から（８）のその他医業外収益までを合わせました総額は２億９，９９６万９，４５３円となりました。

４の医業外費用は、（１）の支払利息及び企業債取扱諸費から（７）の施設整備費までを合わせまして、１億４，１４６万３，５２４円となりましたので、医業外収益から医業外費用を差し引きました医業外利益は１億５，８５０万５，９２９円で、医業損失から医業外利益を差し引きました経常利益は１，００３万５，０３５円となり、経常利益額と特別損失額を合わせた９７１万８，９３５円が当年度純利益額となりました。

したがって、前年度繰越利益剰余金６億８，４４９万４，３３９円と当年度純利益額９７１万８，９３５円を合わせた額が、当年度繰越利益剰余金６億９，４２１万３，２７４円となるものです。

次に、８ページ９ページの剰余金計算書についてであります。

昨年度、議会の議決による積立額処分後残高は資本金７億９５８万６，４４４円、資本剰余金合計額は２億８，３６３万４，６４１円、利益剰余金合計額は８億７，５６１万９，８４２円で、資本合計額は１８億６，８８４万９２７円となっております。

本年度は、当年度純利益額９７１万８，９３５円と前年度繰越利益剰余金等を合わせた６億９，４２１万３，２７４円が、当年度未処分利益剰余金となり、資本金、資本剰余金合計額、利益剰余金合計額を合わせた当年度末資本合計額は１８億７，８２１万６，１７６円となるものであります。

次に、１０ページ、剰余金処分計算書案についてであります。

資本剰余金につきましては、３４万３，６８６円を資本金へ組み入れを行い、資本金を７億９９３万１３０円としております。また、当年度未処分利益剰余金は６億９，４２１万３，２７４円で、減債積立金、建設改良積立金の取り崩しをしていないことから、そのまま翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

次に、１２ページ１３ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず、資産の部において（１）の有形固定資産の内訳は、イの土地からへのリース資産までを合わせた有形固定資産合計額２９億７，１８７万３，００８円となりました。（２）の無形固定資産としましては、電話加入権３７万７，７５１円を計上しております。また、（３）の投資その他の資産としまして６，９８３万３，０１９円となっております。有形固定資産、無形固定資産、投資、その他の資産を合わせた固定資産合計額は３０億４，２０８万３，７７８円となり、現金預金及び未収金貸倒引当金、貯蔵品の流動資産の合計額は８億５，６９９万３，１８５円となり、資産合計は３８億９，９０７万６，９６３円となるものです。

次に、１３ページの負債資本の部であります、建設改良費の財源に充てるための企業債と

リース債務を合わせました固定負債合計が9億6,290万6,831円、流動負債（1）の企業債から（6）の法定福利費引当金までを合わせました流動負債合計が3億5,992万511円。長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた繰り延べ収益合計額は6億9,802万8,445円となり、固定負債合計額、流動負債合計額及び繰延収益合計額を合わせた負債合計額は20億2,086万787円となりました。

資本金は、自己資本金が7億958万6,444円となります。剰余金は、資本剰余金のうちその他資本剰余金が2億8,329万5,955円となります。利益剰余金合計額は8億8,533万8,777円となっております。内訳は、減債積立金が7,401万8,900円、建設改良積立金が1億1,710万6,603円、当年度未処分利益剰余金が6億9,421万3,274円であります。

また、資本剰余金合計2億8,329万955円と利益剰余金合計8億8,533万8,777円を合わせました剰余金合計は11億6,862万9,730円であり、資本金と剰余金合計を合わせた資本合計は18億7,821万6,176円となりまして、9ページの剰余金計算書の資本金合計の当年度末残高と同額となるものであります。

また、負債と資本の合計額が38億9,907万6,963円となりまして、12ページの資産合計額と同額となるものであります。

以上、令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業決算について説明いたしました。なお、決算附属書類を15ページ以降に添付しておりますので、併せて御審議いただきますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第49号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） では、上下水道課所管の企業会計であります水道事業会計決算議案について御説明いたします。

11番の議案集を御覧ください。

議案第49号令和3年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてにつきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和3年度高千穂町水道事業会計決算に伴う剰余金を、8ページの剰余金処分計算書案のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

まず、12ページから14ページの令和3年度高千穂町水道事業報告から御説明いたします。

令和3年度の水道事業は、安全で安心な水の供給に努めるよう事業を推進してまいりました。まず、水源水質であります。水源は第一水源、玉垂の滝を取水源としており、水量が不足する時期には第二水源、湧清水から補水を行っております。令和3年度つきましても、令和3年6月中旬までと令和3年12月末から今年にかけて補水を行っております。水質につきましては、

第一水源、第二水源ともに安定した水質を示しており、水質基準全項目において基準値より十分低く良好でした。

しかしながら、令和4年1月22日深夜に発生しました地震の際には、水源の濁度上昇が確認されております。第一水源は当日朝に回復いたしました。第二水源は回復が翌日朝までかかったため、その間補水が行えず配水池の枯渇が見込まれたことから。配水池の水位確保を目的に12時間の計画断水を行っております。

次に、排水給水状況であります。令和3年度の年間排水量は121万1,504立方メートルで、前年度と比較しまして12万3,205立方メートルの増、1日平均排水量が3,319立方メートルで337立方メートルの増となっております。年間有収水量は79万9,549立方メートルで、前年度と比較しまして1万7,732立方メートルの減、有収率は66%で、前年度と比較しまして9.1%の減となっております。

次に、建設改良事業であります。坂の下地区の排水管布設替えのほか、汚水ポンプ水の吐き出し弁の更新、（オバネ）ポンプ室、（ヤマゴ）ポンプ室のポンプ取り換え等を実施しており、老朽施設の更新に取り組みました。

次に、経営状況であります。収益的収支は事業総収益1億2,775万7,544円、事業総費用1億2,109万6,765円で、差し引き経常利益が666万779円となり、特別損失28万15円を計上しておりますので当年度純利益が638万764円となり、前年と比較しまして496万727円の増となっております。

資本的収支は収入140万5,045円、支出1,721万5,327円で、支出に不足する額1,581万282円を、消費税資本的収支調整額34万8,651円と損益勘定留保資金1,546万1,631円で補填しております。

次に、経営指標であります。収益と費用の比率であります経常収支比率は105.5%、料金回収率は100.58%となっており、いずれも公営企業の健全経営水準とされる100%を上回っております。一方、資産の減価償却状況を示す有形固定資産償却率は62.34%、法定耐用年数経過割合を示す管路経年率は38.58%、今年度管路更新率は0.09%となっており、管路の老朽化が進んでいる状況であります。

続きまして、決算の内容について御説明いたします。なお、公営企業法により決算報告書は消費税込み、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表の財務諸表につきましては消費税抜きの金額となっております。

では、まず4ページ5ページの決算報告書であります。収益的収入及び支出につきまして、収入第1款水道事業収益決算額は1億3,992万8,286円、内訳は第1項営業収益1億3,546万3,585円、第2項営業外収益446万4,701円であります。

支出第1款水道事業費用決算額は1億3,310万188円、内訳は第1項営業費用1億2,099万5,709円、第2項営業外費用1,181万1,262円、第3項特別損失29万3,217円であります。

次に、資本金的收入及び支出につきまして、収入第1款資本金的收入決算額は140万5,045円、内訳は第4項保証金140万5,045円であります。

支出第1款資本金的支出決算額は1,721万5,327円、内訳は第1項建設改良費383万5,165円、第3項企業債償還金1,338万162円であります。資本金的收入が資本金的支出に不足する額1,581万282円は、補填財源であります当年度消費税資本金的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填しております。

次に、6ページの損益計算書であります。1、営業収益1億2,328万1,716円から2、営業費用1億1,823万4,003円を差し引いた営業利益は504万7,713円であります。この額に3、営業外収益4,447万5,828円を加え、4、営業外費用286万2,762円を差し引いた経常利益は666万779円であります。令和3年度を特別損失28万15円を計上しており、これを差し引いた当年度純利益は638万764円であります。この額に前年度繰越利益剰余金1億3,256万5,961円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金を1億3,894万6,725円とするものであります。

次に、7ページの剰余金計算書であります。まず資本金は当該年度中の処分や変動がなく、当年度末残高は前年度と同額の4億2,575万5,973円であります。

次に、剰余金中の利益剰余金について、令和3年第3回定例会で可決承認いただきました剰余金処分数額142万円は減債積立金に7万円、建設改良積立金に135万円を積み立てしており、前年度末処分後残高は減債積立基金3,598万5,460円、建設改良積立金2億1,459万1,392円、未処分利益剰余金1億3,256万5,961円、利益剰余金合計3億8,314万2,813円となっております。今年度変動額は、当年度純利益638万760円のみで、これを繰越未処分利益剰余金に加え、当年度処分利益剰余金を1億3,894万6,725円とするものであります。これにより利益剰余金合計の当年度末残高は3億8,952万3,577円となります。したがって、資本金剰余金を合計しました資本合計の当年度末残高は8億1,527万9,550円であります。

次に、8ページの剰余金処分計算書案であります。資本金、資本剰余金について処分案はございません。未処分利益剰余金につきまして、当年度末残高1億3,894万6,725円から、減債積立金へ31万9,000円、建設改良積立金へ606万1,000円、合計638万円を積み立て処分し、処分後残高1億3,256万6,725円を繰越利益剰余金とすることを提案するものであります。

次に、１０ページ１１ページの貸借対照表であります。まず資産の部につきまして、１、固定資産は有形固定資産、無形固定資産を合計いたしまして７億１，８０９万９，２１４円に、流動資産は現金預金、未収金、貯蔵品を合計しまして３億２，９５９万６，９１２円、固定資産と流動資産を合計しました資産合計は１０億４，７６９万９，１２６円であります。

次に、資産に対する負債、資本の部につきまして、３、固定負債は企業債引当金を合計しまして１億２，７１６万８，５９９円。４、流動負債は企業債、未払金、預り金、引当金を合計しまして３，３２５万８，２０３円を、繰延収益は長期前受金収入化戻入額を合計しまして、７，１９８万９，７７４円、固定負債と流動負債、繰延収益を合計しました負債合計は２億３，２４１万６，５７６円であります。

次に、資本の部につきまして、６、資本金は資本合計４億２，５７５万５，９７３円。７、剰余金は剰余金合計３億８，９５２万３，５７７円。資本金と剰余金を合計しました資本合計は８億１，５２７万９，５５０円であります。したがって、負債合計と資本合計を合計いたしました負債資本合計は１０億７，４６９万６，１２６円であり、資産合計と同額であります。

以上が、令和３年度高千穂町水道事業会計剰余金の処分及び決算の内容であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） ここで午後１時１０分まで休憩いたします。

午後０時０５分休憩

.....

午後１時０９分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、監査委員から決算審査結果の報告を求めます。登壇願います。

○監査委員（中尾 清美監査委員） それでは、午前中に説明のありました一般会計、特別会計、企業会計の決算につきまして、議案第４１号令和３年度高千穂町一般会計歳入・歳出決算から議案第４９号水道事業会計の決算までの審査の経緯と結果につきまして御報告いたします。

町長から審査に付されました一般会計、特別会計の決算書、決算事項明細書、実質収支に関する調書など、企業会計につきましては、決算報告書、損益計算書、貸借対照表の決算状況、また各課・施設より提出されました決算説明書及び付属諸資料を照合しながら、全会計を７月１３日から２２日までのうち７日間、富高健一郎監査委員と審査を実施したところでございます。その結果、各会計とも計数等に誤りはなく、決算は正確であることを確認いたしました。

なお、決算内容につきましては、先ほど町長、会計管理者、関係課長、施設長より詳細な報告がありましたので省略させていただき、監査委員としての留意事項について申し上げます。

まず、一般会計の財政運営状況であります。歳入で、自主財源の町税は、コロナ禍の中で減収

も懸念されましたけれども、わずかな減にとどまり、新型コロナウイルス感染対策に伴う国庫支出金も減となりましたが、一般財源となる地方交付税が2億8,761万2,000円の大幅な増となっております。歳出では、令和3年度も予算化されたハード事業は着実に実施され、成果が表れていますが、収束の見えないコロナ感染症により、2年度に引き続き町民の交流の場となるイベントなどの事業は中止を余儀なくされ、予算の執行ができなかった事業もあり、歳入歳出差引きでの形式収支で4億1,009万4,000円の黒字となり、実質収支でも3億2,399万9,000円の黒字決算となっております。

また、単年度収支も2年度の赤字が解消され、2億4,874万3,000円の黒字となり、事業の予算執行残と財政調整基金に1億5,000万円の基金積立てを行うことができたことにより、平成26年度から連続して赤字となっていました実質単年度収支の赤字も解消されています。

しかし、自主財源の乏しい本町におきましては、財源確保に努力されていますが、今後、老朽化した公共インフラの更新や病院、一部事務組合の財政支援、また新たな社会資本の整備等を控え、多くの課題も山積しており財政需要も拡大していく中で、新型コロナウイルス感染症の経済に与える影響等や人口減に伴う町税、地方交付税の減額が見込まれることから、財政運営はさらに厳しくなると予想され、楽観できない状況にあると考えます。

今後も引き続き自主財源の確保と長期的視野に立って。選択と集中により、計画性のある財政運営を望むものであります。

次に、一般会計、特別会計の収入未済額につきましては年々減少してきており、関係各課も日々努力されて成果を上げていると認めます。しかし、次年度に繰り越すこととなります不用額が一般会計において、2億8,874万7,000円と前年度より大幅な増となり、コロナ禍において見通しのつかない事業もあり、増となっていると思われますが、計画的な執行に努められますよう要望いたします。

次に、地方債であります。地方債残高は減少しており評価するところでありますが、平成23年度以降、辺地対策事業債の利用がなく、辺地地域に指定されている地区で該当事業も見受けられますので、各担当課で辺地総合整備計画の見直し協議を行い、地方債の有効活用をお願いするものであります。

次に、病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を警戒しての利用者の減から、通常の診療に回復しつつあり、医業収益では前年度より増収、医業外収益でも国・県補助金は減少したものの、病院建設当時の起債と新型コロナウイルス感染対策により購入した機械備品購入補助金を長期前受金戻入として収益に計上したことにより増収となり、事業収益全体で増収の黒字決算となっておりますが、慢性的な常勤医師不足などで経営の厳しい状況は今後も続くと思われます。特に、外科医の常勤医師不足が緊急医療体制の充実にも大きな影響を与えるため、解消

に向けての対策が喫緊の重要課題であります。今後、病院の統合・再編を進める中で、救急医療体制や施設の充実、医師不足の解消を図りながら、西臼杵唯一の救急病院としての役割を果たし、質の高い医療の提供に努められますよう要望するものであります。

次に、水道事業会計につきましても黒字決算となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言などの影響から、給水収益はコロナ前の水準にまで回復の兆しはあるものの、給水人口の減少は続くと考えられます。これにより、給水収益の増は厳しくなり、費用では既存施設の耐震化・老朽化対策を含む施設の更新時期を来していることから、厳しい経営状況になることが予想されますので、経費の節減に努めていただき、これからも安心して安全な水の供給に努められますよう要望いたします。

予算の執行につきましては、各事業も積極的に推進され、一定の成果を上げていますが、今後、さらに人口の減少や高齢化が進む中、行財政需要はますます増えていくものと思われれます。最小限の経費で最大の事業効果を達成するためにも、行政改革に取り組み、健全財政の運営を期待するものであります。

次に、令和3年度の健全財政化であります。先ほど町長より説明のありましたとおり、財政健全化判断比率は基準内であり、公営企業に係る資金不足も生じていないことを確認いたしました。

以上、簡単に申し上げましたが、審査の結果、意見等につきましてはお手元のタブレットの意見を御覧いただきますようお願い申し上げまして、審査の結果報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、決算議案以外の説明を求めます。

議案第50号、第51号について、総務課長。

○総務課長（有藤 寿満課長） 総務課所管議案2件につきまして、御説明いたします。

12番目の議案集条例の3ページをお開きください。

議案第50号高千穂町消防団条例の一部改正についてであります。

4ページを御覧ください。今回の改正は、消防団員の定数を減ずるためのものであります。団員の定数につきましては、消防組織法第19条で自治体の条例で定めることとされております。高千穂町消防団条例第3条において、530人と定めております。近年、人口減少とともに団員数も減少しており、令和元年度には518名でしたが、2年度には478名、3年度は473名、4年4月現在では428名であります。

地域の防災力などを維持するためには団員確保に努める必要があり、団本部役員会等ではたびたびその協議を行っている現状であります。現状を踏まえ、今回、団員の定数を450人と減ずるものであります。この改正は令和4年10月1日から施行するものであります。

次に、5ページを御覧ください。議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ

いてであります。

今回の改正は、人事院規則、職員の育児休業等の一部改正により、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が令和４年５月２日に公布されたことに伴うものであり、職員の就労と妊娠・出産・子育てなどの家庭生活の両立を一層容易にすることにより、働きながら育児がしやすい環境整備をさらに進めるためのものであります。

改正内容としましては、総務省より条例委任を受けているもので、第２条に育児休業をすることができない職員について、第３条の２に地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を５７日と定めております。その他、非常勤職員における育児休業休暇の取得制限緩和が主なものであり、令和４年１０月１日から施行するものであります。

この育児休業制度を実際に運用するため、本条例に定めていない細かな運用は、地方公務員の育児休業等に関する法律を準用することになりますが、その具体的なものとして、育児休業の取得回数の制限緩和及び子の出生後８週間以内の男性職員育児休業取得回数の制限緩和があります。これまでは、期間内で１度しか取得することができませんでしたが、１０月１日からは同じ期間内で２回に分けて取得することもできます。その他、育児休業請求期間の制限緩和などもあります。

以上、議案２件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第５２号について、企画観光課長。

○企画観光課長（安在 浩課長） それでは、企画観光課所管の議案１件について御説明いたします。議案集の１２番、条例の９ページ、１０ページをお開きください。

議案第５２号高千穂町光ケーブル施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

町長が御説明しましたとおり、本件は光ケーブルの引き込み工事の費用や容量等に関する条例の一部改正であります。条例第１０条に、光ケーブルの設置工事内容と費用負担者が規定されており、関連する第１表には負担者とその費用が規定されております。今回の改正は、別表第１にその他の項を追加し、事業所又は個人世帯の再引き込み工事や撤去・移管の際の費用を分割するものであります。

また、別表第２に規定する月額の利用料は、行政防災無線の運用開始とともに終了しましたお知らせ端末を介して提供してございました町内無料電話と、ラジオ放送サービスの月額利用料であります。そのため、項を追加して、最後に徴収する月額利用料を令和２年１２月分までと明文化しまして、未納となっている月額利用料を引き続き徴収するために、別表第２等を改正するもの

でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第53号について、財政課長。

○財政課長（興梠 貴俊課長） それでは、財政課所管の議案第53号令和2年度高千穂町一般会計補正予算（第5号）について、説明いたします。議案集の13番をお開きください。

5ページを御覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,913万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を92億5,051万9,000円とし、第2条において地方債補正を行うものであります。

それでは、7ページをお開きください。

まず歳入ですが、分担金及び負担金106万円の増は、農業費及び林業費分担金です。国庫支出金3,662万3,000円の増は、児童福祉費補助金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金、景観改善推進事業補助金、社会資本総合整備交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等です。県支出金4,769万7,000円の増は保育所等給食緊急支援事業補助金、畜産競争力強化整備事業補助金、県産農畜水産物学校給食提供推進事業補助金、農林水産業施設災害復旧費補助金等となっています。

財産収入37万6,000円は、初収入からの組替えです。繰入金2,711万7,000円の増は、財源調整のための財政調整基金繰入金及び介護保険特別会計繰入金です。繰越金2,699万8,000円の増は、前年度繰越金による増です。諸収入642万1,000円の増は、過年度後期高齢者医療給付費負担金精算金等によるものです。町債3,284万5,000円の増は、道路橋梁整備事業債都市計画事業債等によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。8ページを御覧ください。

最初に、総務費は617万8,000円の増ですが、文書費で個人情報保護関連経費335万5,000円、庁舎管理費で施設営繕費172万7,000円が主なものです。

民生費は2,884万3,000円の増です。

社会福祉総務費で介護保険特別会計繰出金358万9,000円、児童福祉総務費で児童相談支援システム整備事業等で960万6,000円、児童福祉施設費で保育対策総合支援事業428万4,000円、その他、令和3年度事業費確定に伴う国庫補助金償還金等を計上しております。

衛生費は1,029万7,000円の増です。

予防費でワクチン接種会場修繕料及び3年度決算に伴う国庫償還金となっています。

農林水産業費は4,592万5,000円の増です。

農業振興費で県農畜水産物学校給食提供推進事業111万3,000円、畜産競争力強化整備

事業クラスター事業3,070万9,000円、「稼げる農」で呼び込む中山間地域移住定着促進事業76万6,000円、農地費で県単土地改良事業魅力あるふるさと環境づくり事業605万円、治山事業費で県単補助治山事業502万円等となっています。

商工費は337万4,000円の増です。

観光振興費で観光マスタープラン委託料の減500万円、宿泊予約システム構築事業608万3,000円は新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金充当事業となっています。

そのほか観光施設費四季見原キャンプ場改修費142万5,000円等となっています。

土木費は7,350万円の増ですが、道路維持費205万2,000円、道路新設改良費1,500万円、橋梁新設改良費330万円、都市再生整備計画事業費3,500万円、住宅管理費300万1,000円が主なものです。

消防費266万9,000円の増は、2か所の防火水槽建設工事が主なものです。

教育費535万1,000円の増は、小中学校施設の改修及び中央公民館非常用階段改修が主なものです。

災害復旧費は300万円の増です。農業用施設2件分の災害を計上しております。

9ページに、地方債補正を計上しております。

議案集の11ページ以降に、歳入歳出予算の事項別明細書を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

以上で、財政課所管議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第54号、第59号について、福祉保険課長。

○福祉保険課長（霜見 勉課長） 福祉保険課所管の補正予算議案2件につきまして、御説明いたします。議案集13番、補正予算の35ページを御覧ください。

議案第54号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、事業間案の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,718万6,000円を増額して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億9,029万6,000円とするものであります。

まず、36ページ、歳入からであります。

国民健康保険税55万円の減につきましては、未就学児がいる世帯の被保険者均等割額の減額による保険税額の減であります。

繰入金55万円の増につきましては、未就学児による保険税の減額分を国2分の1、県4分の1、町4分の1ずつ負担し、補填するものであります。

繰越金2,558万7,000円の増につきましては、令和3年度からの繰越金であります。

雑収入１５９万９，０００円の増につきましては、交通事故等による第三者からの納付金と、一般被保険者からの不当利得の返還金であります。

次に、３７ページ、歳出であります。総務費３万９，０００円の増は制度変更に伴うシステム改修委託料であります。

保健事業費８万円の増は、特定健診受診勧奨用の報償費であります。

諸支出金１７１万８，０００円の増は、第三者行為及び不当利得及び事業費精算に係る経営の償還金であります。

予備費２，５３４万９，０００円の増は繰越金の他支出への充当後の残高であります。

３９ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、同じく補正予算の１１７ページを御覧ください。

議案第５９号令和４年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、御説明いたします。

今回の不正は、事業間案の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ５０６万円を増額して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ１億８，５０８万円とするものであります。

まず、１１８ページ、歳入からであります。

後期高齢者医療保険料３３５万２，０００円の増につきましては、現年度賦課額確定による現年度分保険料の増であります。繰越金１７０万８，０００円の増につきましては、令和３年度からの繰越金であります。

次に、１１９ページ、歳出であります。後期高齢者医療広域連合納付金３３５万２，０００円の増につきましては、保険料の増加による負担金の増額であります。予備費１７０万８，０００円の増につきましては、繰越金分であります。

１２５ページ以降、事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

以上、福祉保健課所管の補正予算議案２件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第５５号第５６号について、上下水道課長。

○上下水道課長（湯川 哲課長） それでは上下水道課所管の補正議案２件について、御説明いたします。

はじめに、議案第５５号令和４年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）ですが、１３番の議案数４９ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ７２万９，０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９，１０６万４，０００円にするものであります。

５０ページ、５１ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきまして、補正の主な理由は、令和３年度決算歳入歳出差引残高から基金積立金を除いた額を令和４年度予算の財源に充て、伴って一般会計繰入金を減額するものであります。

繰入金は他会計繰入金を３５１万７、０００円減額し、補正後の額を２、５０５万円に、繰越金は前年度繰越金を４２４万３、０００円増額し、補正後の額を４２４万４、０００円に、諸収入は雑入を３、０００円増額し、補正後の額を４０万６、０００円とするものであります。

一方、歳出につきまして、補正の主な理由は、簡易水道施設整備補助金の要望の増によるものであります。

衛生費は、簡易水道費を７２万９、０００円増額し、補正後の額を９、１０６万２、０００円とするものであります。

詳細につきましては５３ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照ください。

続きまして、議案第５６号令和４年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第２号）であります。同じく１３番の議案集の６３ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２４万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５、１０６万７、０００円とするものであります。

６４ページ、６５ページの歳入歳出予算補正を御覧ください。

まず、歳入につきまして、補正の主な理由は、令和３年度決算歳入歳出差引残高を令和４年度予算の財源に充て、伴って一般会計繰入金の減額をするものであります。加えて令和５年度から下水道特別会計が企業会計に移行するに伴い、減債基金を一旦取り崩すことによるものであります。

繰入金は、他会計繰入金を６６７万５、０００円の減額、基金繰入金を１０５万５、０００円の増額とし、補正後の額を１億２、９１９万５、０００円に、繰越金は前年度繰越金を１、０８６万円増額し、補正後の額を８６万１、０００円とするものであります。

一方、歳出につきましては、補正の主な理由は、宅地造成に伴います下水道管整備によるものであります。

総務費は、総務管理費を４万１、０００円増額し、補正後の額を４、２９４万１、０００円に、土木費は下水道費を５１６万６、０００円増額し、補正後の額を５、５６６万６、０００円に、施設費は施設管理費を３万３、０００円増額し、補正後の額を５、４４２万４、０００円とするものであります。

詳細につきましては、６７ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参照ください。

以上、上下水道課所管の補正議案２件につきまして、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第５７号、第５８号について、保健センター所長。

○保健福祉総合センター事務長（興侶 晶彦事務長） それでは、保健福祉総合センター所管の補

正予算、議案2件につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、議案第57号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。議案集は13番の補正予算の77ページからになります。内容につきましては78ページからになりますが。

まず、令和3年度決算に伴う余剰金を繰越金に66万7,000円追加したことにより、西臼杵3町からの分担金・負担金を同額減額し、歳入のみを調整したものであります。予算全体の増減はございません。

次に、議案第58号令和4年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。議案集は同補正予算の89ページからになります。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,179万9,000円を追加し、補正後の予算総額を15億2,432万7,000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ35万6,000円を追加し、補正後の予算額を1,395万7,000円とするものであります。

補正の主なものを御説明いたします。

まず、事業勘定であります、92ページを御覧ください。

歳入で、国庫支出金が227万8,000円、支払基金交付金が79万円、県支出金が121万2,000円のそれぞれの追加ですが、前年度精算に伴う追加交付が主なものであります。また、繰入金が394万5,000円の追加で、一般会計からの繰入金と決算に伴うサービス勘定からの繰入金が主なものであります。

次に、繰越金が5,357万4,000円の追加で、前年度決算によるものであります。

続きまして、93ページの歳出であります、総務費が32万5,000円の減額で、介護認定審査会負担金の減額に伴うものであります。

次に、予備費4,338万2,000円の増額は、決算に伴う余剰金を国への償還金と、例年の決算状況等を元に調整したものであります。

次に、諸支出金が1,874万2,000円の追加で、給付費の確定精算に伴う国への償還金の追加と、一般会計の繰出金の計上であります。

95ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にしていただくようお願いいたします。

続きまして、104ページからの介護サービス事業勘定ですが、歳入として繰越金が35万6,000円の追加で、決算に伴う余剰金を繰越金として計上したものであり、歳出では同額を保険事業勘定に繰り出すものであります。

107ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、参考にして御審議いただきますよ

う、よろしくお願いいたします。

以上、保健福祉総合センター所管の議案2件につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本 弘明議員） 続いて、議案第60号について、病院事務長。

○病院事務長（綾 浩樹事務長） 議案第60号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明いたします。議案集の131ページを御覧ください。

今回の補正は、収益的支出の医業費用70万円増額し、病院事業費用の総額を23億9,910万円に、また、資本的支出の建設改良費を869万円増額し、資本的支出の総額を2億8,504万8,000円にするものであります。

132ページと133ページを御覧ください。

収益的支出の内訳は、医業費用の経費の通信運搬費を増額し、資本的支出の内訳は、CTを造影剤注入装置及び再来受付機の購入を予定しているものであります。

135ページ以降に予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付しておりますので、併せて御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） なお、報告第3号、第4号及び人事案件議案第61号、第62号、第63号につきましては、町長の説明のとおりでありますので、関係課長の説明は省略します。

以上で、町長提案の日程第5、報告第3号から日程第29、議案第63号までの報告議案合計25件について、説明が終わりました。

ただいま説明が終わりました報告及び議案第61号、第62号、第63号を除く議案に対する質疑につきましては、議案熟読の休会を経て、次の会議で行うこととします。

ここで、議案第61号、第62号、第63号熟読のため、午後2時まで休憩いたします。

午後1時50分休憩

.....

午後1時58分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、教育長に申し上げます。しばらくの間、退席をお願いいたします。

〔教育長退席〕

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第27、議案第61号高千穂町町教育委員会教育長の任命同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから議案第61号を採決します。本案の採決は、無記名投票で行います。

議場出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号1番、藤田利廣議員、議席番号2番、田中義了議員、議席番号3番、佐藤さつき議員の3名を指名します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっていきますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号1番藤田利廣議員から議席番号順に順次、投票願います。

〔投票〕

.....

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
11 番 工藤 博志議員	13 番 富高 友子議員
14 番 佐藤 定信議員	

.....
○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。藤田利廣議員、田中義了議員、佐藤さつき議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 11 票。これは、先ほどの議長を除く出席議員数に符合しています。

有効投票 11 票。

無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成 9 票、反対 2 票です。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、議案第 61 号高千穂町教育委員会教育長の任命同意については、同意することに決定しました。

議場出入り口を開きます。

教育長の入場を求めます。

〔議場開鎖、教育長入場〕

○議長（坂本 弘明議員） 教育長に申し上げます。ただいま採決の結果、高千穂町教育委員会教育長の任命については、同意されました。

ここで、戸敷二郎教育長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

登壇願います。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 一言御挨拶を申し上げます。

議案第 61 号の任命同意において、同意をいただいたということで、誠にありがとうございます。

昨日の全員協議会でもお話をいたしました。着任いたしまして 1 年 5 か月、この期間、様々な取組の中で成果の表れてきたこと、依然課題として取り組まなければならないことがございます。

まず、この場で皆様にお伝えしたいことは、教育委員会の職員のことです。ぎりぎりの少ない人数で非常に多くの業務を一生懸命取り組んでくれております。常に相手意識を持って迅速に対応してほしいという、私の願いに誠実に対応してくれております。予算の有効活用の観点から、

自分たちでできることは自分たちでやるということで、これはほかの課でも同じだと思いますが、可能な施設管理は業者に頼らずに職員総出で行っております。私も出られるときは、一緒に草刈りや枝落とし、プールの清掃や施設清掃等の活動に参加をしております。

さて、御存知のように、教育委員会は学校教育係と社会教育係の2つの柱で業務を進めております。まちづくりは人づくりと言われるように、町内全世代に対して、生涯にわたっての学びの場を提供し、場の提供だけではなく、中身のクオリティーも時代に応じて変化をさせ、持続可能なまちづくりの一翼を担う人材を育成していかなければならないというふうに考えております。長引くコロナ禍の中で十分に実施できていないものもありますけれども、まず、学校教育の分野から主だったものをお伝えいたします。

まずは、学力面でございます。先日も御案内があったと思いますが、本年度の全国学力テスト、これは小学6年生と中学3年生を対象に行っていますので、全体を把握できるものではございませんが、小学校に関しては、町内は全て全国平均を上回っているということ。中学校に関しましては、今回、3教科、理科を含めた国数理でしたけれども、中学校におきましては、この3教科のうち、数学と理科については少し届いていないという状況がございます。これについては、来月の町の広報に数値を出して、詳しく御報告をいたしたいと思っております。

それから、不登校の状況、よく質問をいただきますが、ちょうど1年前の昨年度の同時期と比較をいたしますと、ほぼ半減に近い状態にまで改善をしてきております。これは、もう本人の頑張り、それから御家族の頑張り、これが一番ですけれども、それと学校の連携、そして教育委員会が4月から立ち上げました教育支援センター、この機能も大きく貢献しているのかなというふうに考えております。

それから、まちづくりの提案を昨年度から、この役場で高千穂中学生が行ってくれております。さっそく、高千穂バーガーということで実現もしていただきましたが、各課長さんにも常々お願いをしております。子供をまちづくりの仲間に入れてほしい、大人扱いしてほしいということで、それに十分応えていただいているなというふうに思っています。

校長たちには社会力を育成しましょうということで呼びかけておりますが、この社会力という言葉は、造語でございます。普段は使われない言葉ですが、一つの社会を作り、それを維持していく力。これを社会力というふうに識者は読んでおります。この力をみんなで付けさせていくというようなことを全力で取り組んでおるところです。

それから、文化伝統の継承につきましても、この場で御質問等いただきましたが、コロナの関係で普段やっていることができてない部分もございますけれども、御答弁でも申し上げましたように、7年前にG I A H Sを認定されたときの5つの視点で全ての教育活動を見直してくれということで、今、指示をしております。各学校、校長の指導のもと、教務主任が今、全ての見直し

作業を全職員で取り組んでくれております。10月の末には全ての学校から提出をされますので、それを各学校で共有をして、誇りを具体的に喋れる人間を、子供を育てていくということで、取り組んでおるところです。

それから、学校教育分野の最後になりますが、学校統廃合のことについても御質問を受けております。

まずは、上野中学校の件ですが、昨年度2回、それから本年度2回、上野のほうの協議会に参加をさせていただいております。この4回の話し合いの中で、地区の御意向といいますか、そういったものが少しずつ固まりつつあるというふうに報告を受けております。また、本年度中3回目、4回目があると思いますが、できるだけ地域に寄り添った形での判断をしていこうというふうに思っております。

それからもう一つ、高千穂中学校の建替え移設等についても御質問を受けますが、これについては今回、一般質問で、佐藤さつき議員から町長の方に御質問があったようですので、その場で詳しく御説明をいたしますが、ここではやっとスタートラインに立てましたよというところはお伝えしたいというふうに思っています。

それから、社会教育分野のほうでございしますが、主なものだけですけれども、中央公民館で公民館講座というのを前期・後期、行っております。たくさんの講座をお開発をしてくれておりまして、ほかの地区からも質問が来るぐらい、どういう形で開催しているのかというようなことで、非常に充実した公民館講座を展開をしてくれております。

それから、学校教育と関連をいたしますが、コミュニティスクール化、いわゆる学校運営協議会の立ち上げ、それと地域学校協働本部の立ち上げ、これを令和5年度を目標に、今、進めております。御案内のとおり学校と地域が一体となって学校運営を司るということで、本町では中心部にあります高千穂小学校、高千穂中学校にコミュニティスクールを設置いたしたいと思っております。そして、地域学校協働本部につきましては、全小中学校で一斉に取り組むということで、今、準備が進んでいるというところでございます。

それから、文化財保護につきましてですが、これも、先ほどの子供たちに誇りを持つという話をいたしました。4人の保護委員の方たち、今月号の町報に御紹介させていただきましたけれども、併せて来月号にも続けて特集をさせていただきたい。非常に地道な活動を、粘り強くやっておりますが、ここも後継者の問題が非常にクローズアップされてきておりますので、またいろいろ御意見をいただきながら素晴らしい文化財、そういったものをどう守っていくのかというところについて取り組んでいきたいと思っております。

それから、国民体育大会、旧の呼称ですが、国民スポーツ祭の準備もスタートしております。令和9年度の開催が予定されておりますが、本町は剣道競技ということで、少しずつ会場のこと

とか、いろいろ準備を進めているところでございます。

それから、子供会、俗称、町子連と呼んでおりました組織の活動が、本年度から休止状態に入っています。県への登録はそのまま続けておりますが、実質、町子連の活動は本年度から休止をしております。これはもう流れとして、どうしてももう活動ができないというようなことでございました。一応、事務局を教育委員会におきまして、子供たちを一堂に集める活動は、教育委員会の方で中心になってやっていこうということ、各地区の公民館自体では子供会の活動が活発に行われていますので、そことの連携を図っていこうというふうに考えているところです。

最後ですが、公民館、学校、それから各種文化団体と毎年開催しておりました教育文化祭も、コロナの影響でなかなか実施ができない状況が続いております。町民の皆様の生きがいとかやりがい、町民の集いとの関連も強いですので、何とかいろんな形で開催できたらいいなというふうに考えているところです。

まだたくさんございますが、時間の関係もあります。

最後に、令和4年3月に文部科学省のほうから、幼・保・小の架け橋プログラムという分厚い冊子が届きました。これは、もう御存じのとおり、幼稚園・保育園と小学校の連携が大事ですよということで、しっかり取り組んでくださいという、そういうお願いの文書と冊子でございましたが、本町は、私の考えは、そこを飛び越してゼロ歳から18歳までの、就学前の段階から高校卒業までという一貫したプロジェクトを立ち上げて、うちの町であればそのサイズでできるというふうに思っていますので、それを早急に取り組み始めたいというふうに思っていますので、また議員の皆様方、それから各課長の皆様方にも、御指導、御協力をいただければなというふうに思っております。

長い時間、かかりましたけども、これで御挨拶いたします。よろしくお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第28、議案第62号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。法案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第62号を採決します。法案の採決は無記名投票で行います。

議場出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（坂本 弘明議員） ただいまの議長を除く出席議員は、11名であります。

次に、立会人を示します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号5番板倉哲男議員、議席番号6番磯貝助夫議員、議席番号7番本願和茂議員の3名を示します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と記入をお願いします。

なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっていますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

議席番号1番藤田利廣議員から議席番号順に順次投票願います。

〔投票〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。板倉哲男議員、磯貝助夫議員、本願和茂議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数11票。これは、先ほどの議長を除く出席議員に符合しています。

有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち賛成11票。

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、議案第62号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

次に、日程第29、議案第63号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、議案第63号については、討論を省略して採決することに決定しました。

これから、議案第63号を採決します。

法案の採決は無記名投票で行います。

ただいまの議長を除く出席議員数は11名であります。

次に、立会人を示します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に議席番号は8番、中島早苗議員、議席番号9番、馬原英治議員、議席番号11番、工藤博志議員の3名を示します。

念のため申し上げます。本案について賛成の方は投票用紙に賛成、反対の方は反対と記入をお願いします。なお、投票に賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否と見なすことになっていますので、御承知おきください。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（坂本 弘明議員） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

議席番号1番藤田敏郎議員から議席番号順に順次投票願います。

〔投票〕

.....

1 番 藤田 利廣議員 2 番 田中 義了議員

3 番 佐藤さつき議員 5 番 板倉 哲男議員

6 番 磯貝 助夫議員 7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員 9 番 馬原 英治議員
11 番 工藤 博志議員 13 番 富高 友子議員
14 番 佐藤 定信議員

.....

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。中島早苗議員、馬原英治議員、工藤博志議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（坂本 弘明議員） それでは、開票の結果を報告します。

投票総数 11 票、これは、先ほどの議長を除く出席議員に符合しています。

有効投票 11 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 11 票。

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、議案第 63 号高千穂町固定資産評価審査委員会委員の選任同意については、同意することに決定しました。

議場出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

_____ . _____ . _____

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は、全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立お願いします。一同、礼。

午後 2 時 34 分散会
